

番号	標題	関連条文
基準総則 3	屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱い	法第2条 法第6条

屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについては、「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（令和6年2月8日付け国住指第355号）」によるものとする。

具体的には、国土交通省ホームページに掲載されている「（参考資料）屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」及び「リフォームにおける建築確認要否の解説事例集」等に掲載されている事例を参考に判断する。

その場合の法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替に該当するかどうかの基本的な考え方として、改修工事において屋根や外壁に開口が生じ、内部が外気に晒される状態となる構成材の範囲に係る修繕・模様替で、改修範囲が屋根にあってはその総水平投影面積に占める割合、外壁にあってはその総面積に占める割合が過半に該当する場合は、大規模の修繕・模様替えに該当するものと取り扱う。

【具体例】

○大規模の修繕・模様替に該当する例 ※過半以上を想定

- ・木造の屋根で、野地板から取り替える場合
- ・鉄骨造の屋根で、折半屋根を取り替える場合（タイトフレームを残置する場合も含む。）

○大規模の修繕・模様替に該当しない例 ※過半以上を想定

- ・木造の外壁で、構造用合板を残して外装材及び内装材を取り替える場合

参考：建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2022年度版） P49

番号	標題	関連条文
基準総則 6	複数工区に分かれている場合の中間検査の時期の取扱い	法第7条の3

法第7条の3第1項第2号の規定により、特定行政庁が定めている特定工程について、部分的に特定工程に達する時期が異なる場合、それぞれ特定工程に係る工事に達した時期に、その都度、検査申請を行う必要がある。

【解 説】

特定工程に係る工事の対象部分が建物の規模、敷地条件等により複数工区に分かれている場合は、それぞれの工区を中間検査の対象とする。ただし、それぞれの工区の特定工程に係る工事が、同時に終わる場合は当該工区を合わせて1度に中間検査を実施することも可能とする。

また、法第7条の3第1項第1号による中間検査においても、平成19年6月20日付け国住指第1332号に基づき、工区を複数に分けたとしても、全ての工区が中間検査の対象となる。

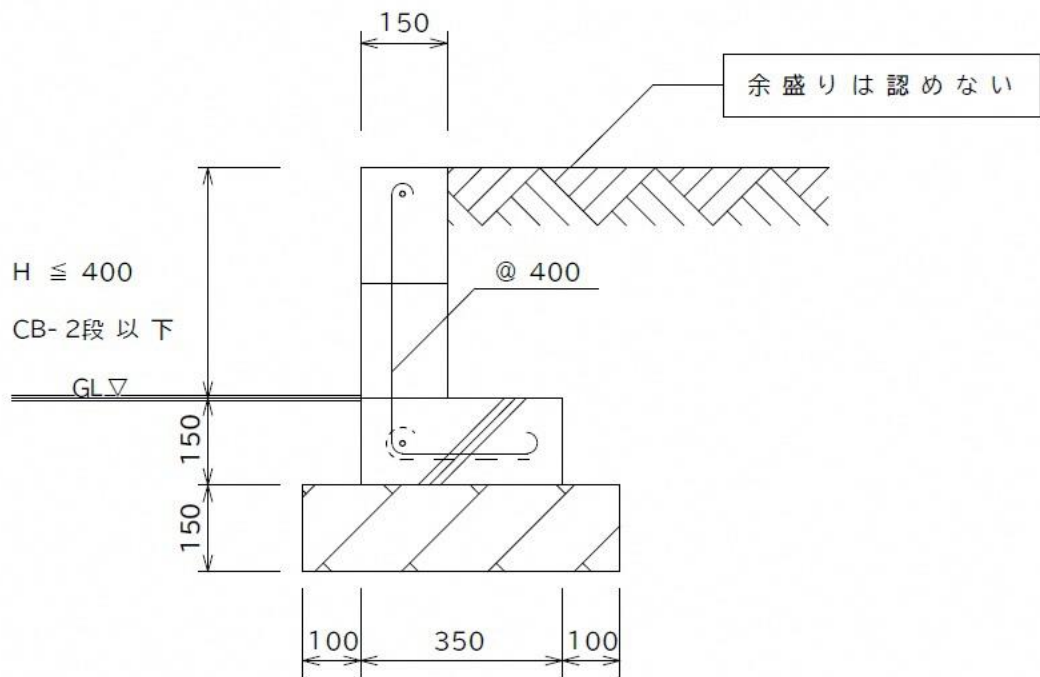
【経 緯】

法第7条の3第1項第2号の規定により、長崎市、佐世保市及び長崎県は、「中間検査を行う建築物の用途」、「中間検査を行う建築物の規模及び構造」、「中間検査が必要となる工程(特定工程)」、「合格しないと進めない工程(特定工程後の工程)」について定めているが、複数工区に分かれている場合の中間検査の時期の取り扱いについては、それぞれ運用が異なっていたため、上の内容で取り扱いを統一した。

番号	標題	関連条文
基準総則 7	土留めに使用する建築用空洞ブロックの取扱い	法第19条第4項

土留めに建築用空洞ブロックの使用は原則認められない。
 ただし、下記の仕様のとおり、安全上支障がないよう施工される場合においては、この限りでない。

【 仕 様 】
 高 さ：H≦400mm かつ CB2 段積以下
 ブロック：C 種-150
 構 造：補強コンクリートブロック造
 基 礎：鉄筋コンクリートとする



【 参考図 】 単位：mm

※宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等の許可が必要な場合は、所管の担当課にて別途協議を行うこと。

※図は標準的な参考例であり、設置する敷地の状況に応じて、設計者において安全上支障がないよう計画を行うこと。